

第7回農業委員会定例会(議事録)

1. 日時 令和3年7月30日(水) 午前10時00分  
午前10時30分

2. 場所 竹原市民館 2階 第2, 3会議室

3. 出席農業委員 1 石本委員, 2 山元委員, 3 祐本委員, 4 宮崎委員, 5 渡橋委員  
6 赤坂委員, 7 土居民喜委員

欠席農業委員

出席推進委員 沖野推進委員, 須賀推進委員, 大木推進委員, 佐伯推進委員

欠席推進委員

4. 説明員 國川事務局長, 木原係長, 鳥本専門員, 小池主事

5. 審議案件

議案第32号 農地法第3条の許可による許可申請について

議案第33号 農地法第4条の許可による許可申請について

議案第34号 農地法第5条の許可による許可申請について

議案第35号 農用地利用集積計画の決定について

議案第36号 農用地利用配分計画原案の協議について

議案第37号 非農地証明申請について

報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和3年第7回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、6番赤坂委員を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第1、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、新庄町字舟木屋1348番1、1348番2、の計2筆、地目はいずれも田、面積は計753.61㎡です。</p> <p>申請の事由は、経営を拡大する目的で所有権を移転するために申請されたものです。営農計画は水稻を作付予定です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った沖野推進委員から補足説明をお願いします。</p>
沖野 推進委員	<p>申請地は、賀茂川中学校から北に約50m付近にあります。</p> <p>耕作可能な農地です。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に日程第2、議案33号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議案といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の2ページ、参考資料の2ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、田万里町字西鋳師原1588番の1筆、地目は畑、面積は79㎡です。</p> <p>駐車場及び農機具用物置の用途で利用するため申請されたものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断いたします。</p> <p>申請者は既に農機具用物置を設置しているため、申請者から始末書の提出を受けており、申請者は深く反省するとともに、今後は関係法令を遵守する旨誓約されております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った石本委員から補足説明をお願いします。</p>
石本 委員	<p>申請地は、旧田万里小学校から北東に約600m付近にあります。</p> <p>現地確認時、既に農機具用物置が設置されておりました。説明は以上です。</p>

議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第3，議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議案といたします。1番と2番は関連がありますので一括して審議を行います。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ，参考資料の3ページをご覧ください。 1番の申請地は，新庄町字片山678番1，688番，689番1，690番1，691番1，705番の6筆，地目はいずれも田，面積は計6,192㎡です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い，所有権を移転するものです。 2番の申請地は，新庄町字片山689番4，690番4の2筆，地目はいずれも田，面積は計273㎡です。 公衆用道路の用途で利用することに伴い，現所有者と太陽光発電業者と1/2ずつ共有する目的で所有権を移転するものです。 所有者は既に公衆用道路として使用しているため，所有者から始末書の提出を受けており，所有者は深く反省するとともに，今後は関係法令を遵守する旨誓約されております。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で，第2種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った沖野推進委員から補足説明をお願いします。
沖野 推進委員	申請地は，賀茂川中学校から南東に約1,100m付近にあります。 現地確認時，既に公衆用道路として使用されておりました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に3番と4番については関連がありますので，一括して審議を行います。事務局の説明をお願いします。

局 長	<p>議案の3～4ページ、参考資料の4ページをご覧ください。</p> <p>3番の申請地は、竹原町字馬橋3657番1の1筆、地目は田、面積は134㎡です。</p> <p>4番の申請地は、竹原町字馬橋3658番1の1筆、地目は田、面積は1,346㎡です。</p> <p>駐車場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。</p>
須賀 推進委員	<p>申請地は、中通小学校から南東に約500m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に5番と6番については関連がありますので、一括して審議を行います。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の4ページ、参考資料の5ページをご覧ください。</p> <p>5番の申請地は、吉名町字城4804番2、4804番4の2筆、地目はいずれも田、面積は計1,204㎡です。</p> <p>6番の申請地は、吉名町字城4804番3の1筆、地目は田、面積は145㎡です。</p> <p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。</p>
大木 推進委員	<p>申請地は、旧吉名小学校から南に約300m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>

議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第4、議案第35号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の5ページ、参考資料の6～9ページをご覧ください。 本議案は、「農用地利用集積計画の決定について」となっております。 今回利用権設定の申出があった案件の面積は計21,768㎡、 対象人員は、貸し手が4人、借り手が1団体、1人です。 内容につきましては、参考資料6～9ページのとおりとなっております。 本議案が可決の場合、令和3年8月1日付けで、公告いたします。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第35号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたします。 次に日程第5、議案第36号「農用地利用配分計画原案の協議について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の6ページ、参考資料の10～12ページをご覧ください。 本議案は、令和3年7月15日付けで、竹原市長から農用地利用配分計画原案について農業委員会の意見を求められたものです。 今回配分計画の協議があった案件の面積は計20,714㎡、 対象人員は、貸し手が1団体、借り手が1団体と2人です。 内容につきましては、参考資料10～12ページのとおりとなっております。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、異議がない旨回答することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第36号「農用地利用配分計画原案の協議について」は、異議がない旨竹原市長へ回答することにいたします。 次に日程第6、議案第37号「非農地証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の7ページ、参考資料の13ページをご覧ください。 申請地は、忠海床浦一丁目3997番1、3997番2の計2筆、 地目はいずれも畑、面積は計371㎡です。

	申請地は、平成元年より農地として管理しておらず、現在山林状態となっており、地目変更登記を行うために申請されたものです。 用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。 説明は以上です。
議長	現地確認を行った佐伯推進委員から補足説明をお願いします。
佐伯 推進委員	申請地は、忠海高校から東に約300m付近にあります。 現地確認時、耕作されておらず、山林状態となっていました。 説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。 次に日程第7、報告第11号「農地法第3条の3第1項の届出について」事務局の説明をお願いします。
局長	議案の8ページ、参考資料の14～17ページをご覧ください。 令和3年6月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。 件数は5件、筆数は田17筆、畑が35筆の計52筆、 面積は計14,157.91㎡の届出がありました。 詳細につきましては参考資料の14～17ページをご確認ください。 説明は以上です。
議長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。 引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	次回8月30日の総会は全体総会となっています。ご出席のほどお願いいたします。
議長	以上をもちまして、令和3年第7回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年7月30日

議長 祐本 征武

署名委員 赤坂 佳折

